

町田市教育委員会第12回定例会

日 時 2020年3月2日(月) 午前10時

場 所 第3、4、5会議室

議 題

1 月間活動報告

2 議案審議事項

請 願 第4号

議案第35号 町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則
について

議案第36号 町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第37号 市立学校職員の表彰及び感謝状の贈呈について

議案第38号 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方の決定について

議案第39号 町田市社会教育指導員規則を廃止する規則について

3 報告事項

- (1) 町田市学校給食問題協議会の答申について 《保健給食課》
- (2) 中学校給食無料試食会の実施結果について 《保健給食課》
- (3) 「東京クロニクル1964-2020展」の開催について 《図書館》
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる町田市教育委員会の対応について

主 な 活 動 状 況

2020.2.7～2020.3.1

期日			活動内容	坂 本 教 育 長	後 藤 委 員	森 山 委 員	八 並 委 員	坂 上 委 員
月	日	曜						
2	7	金	教育委員会第11回定例会	○	○	○	○	○
2	10	月	第1回町田市総合教育会議	○	○	○	○	○
			2018・2019年度 町田市教育委員会研究推進校研究発表会 (金井中学校)	○	○	○	○	○
2	12	水	東京都市教育長幹事会・定例会(東京自治会館)	○				
2	13	木	定例校長会	○				
			平成30年度・令和元年度東京都教育委員会人権尊重教育 推進校研究発表会(山崎中学校)	○	○		○	○
2	14	金	町田市公立中学校特別支援学級スポーツ交流会(町田市立 総合体育館)				○	
			2018・2019年度町田市教育委員会研究推進校研究発表会 (南第一小学校)	○	○		○	○
2	15	土	小学校科学教育センター閉講式(教育センター)		○		○	
2	17	月	小P連情報交換会「まちだ42」(教育センター)				○	
2	18	火	町田市学校給食問題協議会 答申受領	○				
2	19	水	職場体験推進協議会	○				
2	20	木	第2回町田市防災会議	○				
			町田市学校支援ボランティア感謝状贈呈式	○			○	
2	21	金	本会議(包括外部監査結果報告・補正予算提案理由説明・ 質疑・表決)	○				
			市町村教育委員会研究協議会(文部科学省)		○			
			2019年度校長会研究発表会				○	
2	22	土	町田市障がい者青年学級成果発表会(土曜学級)(生涯学習 センター)					○
2	23	日	2019年度町田市教育委員会児童生徒表彰式	○	○	○	○	○
2	24	月	第10回スポーツアワードまちだ授賞式	○				
2	27	木	本会議(施政方針・新年度市長提出議案提案理由説明)	○				

議案第 35 号

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2020年3月2日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

2020年4月1日の組織改正等に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則を一部改正したい。
なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

2020年4月1日の組織改正等に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 図書館の係の設置及び所掌事務に関する規定を改めます。(第17条関係)

(2) 町田市学校給食問題協議会の設置目的に関する規定を改めます。(別表第2関係)

3 施行期日

令和2年4月1日から施行します。ただし、改正内容(2)は、令和3年1月22日から施行します。

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成13年3月町田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前																								
<p>第17条 町田市立図書館設置条例（昭和33年10月町田市条例第49号）第1条の規定により設置された町田市立図書館（以下「図書館」という。）に<u>総務係、企画・地域支援係、資料管理係、中央図書館サービス係、さるびあ図書館サービス係、鶴川地域図書館サービス係、金森図書館サービス係、忠生地域図書館サービス係及び堺図書館サービス係</u>を置く。</p> <p>2 図書館は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）<u>読書の普及</u>に関すること。</p> <p>（5）～（10）略</p> <p>3 略</p> <p>別表第2（第26条関係）</p>	<p>第17条 町田市立図書館設置条例（昭和33年10月町田市条例第49号）第1条の規定により設置された町田市立図書館（以下「図書館」という。）に<u>中央図書館庶務係、中央図書館奉仕係、さるびあ図書館奉仕係、鶴川地域図書館奉仕係、金森図書館奉仕係、忠生地域図書館奉仕係及び堺図書館奉仕係</u>を置く。</p> <p>2 図書館は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）<u>読書普及を目的とした各種行事</u>に関すること。</p> <p>（5）～（10）略</p> <p>3 略</p> <p>別表第2（第26条関係）</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> <th>所管機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>町田市学校給食問題協議会</td> <td>町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和57年12月町田市条例第45号）第2条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じ、<u>学校給食に関し必要な事項について調査審議し、答申すること。</u></td> <td>保健給食課</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	所管機関	略	略	略	町田市学校給食問題協議会	町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和57年12月町田市条例第45号）第2条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じ、 <u>学校給食に関し必要な事項について調査審議し、答申すること。</u>	保健給食課	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> <th>所管機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>町田市学校給食問題協議会</td> <td>町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和57年12月町田市条例第45号）第2条の規定に基づき、教育委員会の<u>学校給食に関する諮問に応じ必要な事項について協議し、その結果を答申すること。</u></td> <td>保健給食課</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	所管機関	略	略	略	町田市学校給食問題協議会	町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和57年12月町田市条例第45号）第2条の規定に基づき、教育委員会の <u>学校給食に関する諮問に応じ必要な事項について協議し、その結果を答申すること。</u>	保健給食課	略	略	略
名称	設置目的	所管機関																							
略	略	略																							
町田市学校給食問題協議会	町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和57年12月町田市条例第45号）第2条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じ、 <u>学校給食に関し必要な事項について調査審議し、答申すること。</u>	保健給食課																							
略	略	略																							
名称	設置目的	所管機関																							
略	略	略																							
町田市学校給食問題協議会	町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和57年12月町田市条例第45号）第2条の規定に基づき、教育委員会の <u>学校給食に関する諮問に応じ必要な事項について協議し、その結果を答申すること。</u>	保健給食課																							
略	略	略																							

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第2町田市学校給食問題協議会の項の改正規定は、令和3年1月22日から施行する。

議案第36号

町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2020年3月2日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、東京都立学校の管理運営に関する規則の改正、学校における禁止事項等を明らかにすること等に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校の管理運営に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 東京都立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、関係する規定を整備するため
- (2) 学校支援地域理事の人数を改めるため
- (3) 学校における禁止事項等を明らかにするため

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 主幹栄養教諭に関する規定を加えます。(第7条の3関係)
- (2) 主任栄養教諭に関する規定を加えます。(第7条の5関係)
- (3) 学校支援地域理事の人数の上限について10人を7人に改めます。(第13条の4関係)
- (4) 学校における禁止事項等に関する規定を加えます。(改正後の第29条関係)
- (5) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和42年6月町田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 小学校及び中学校</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>児童及び生徒</u>の取扱い（第22条—第26条）</p> <p>第5節 略</p> <p>第3章 雑則（第28条—<u>第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第33条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、<u>町田市立の小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（学期）</p> <p>第3条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）<u>第29条第1項</u>の規定により<u>定める学校の学期は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）第1学期 4月1日から8月31日まで</u></p> <p><u>（2）第2学期 9月1日から12月31日まで</u></p> <p><u>（3）第3学期 1月1日から3月31日まで</u></p> <p>2 略</p> <p>（休業日）</p> <p>第4条 施行令<u>第29条第1項</u>の規定により<u>定める学校の休業日は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1）～（5）略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 小学校及び中学校</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>児童、生徒</u>の取扱い（第22条—第26条）</p> <p>第5節 略</p> <p>第3章 雑則（第28条・<u>第29条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第33条</u>の規定に基づき、<u>町田市立小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（学期）</p> <p>第3条 <u>学年は、</u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）<u>第29条</u>の規定により、<u>次の3学期とする。</u></p> <p><u>第1学期 4月1日から8月31日まで</u></p> <p><u>第2学期 9月1日から12月31日まで</u></p> <p><u>第3学期 1月1日から3月31日まで</u></p> <p>2 略</p> <p>（休業日）</p> <p>第4条 施行令<u>第29条</u>の規定に<u>基づく</u>学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5）略</p>

2・3 略

第5条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第63条（施行規則第79条において準用する場合を含む。）の規定による臨時休業の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(4) 略

(校長の職務)

第6条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第37条第4項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 略

(副校長)

第7条 略

2～4 略

5 法第37条第6項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(主幹教諭)

第7条の3 略

2～6 略

7 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

(主任教諭等)

第7条の5 略

2 略

3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。

2・3 略

第5条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第63条及び同条を準用する施行規則第79条の規定による臨時休業の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1)～(4) 略

(校長の職務)

第6条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第37条第4項及び同項を準用する法第49条に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 略

(副校長)

第7条 略

2～4 略

5 法第37条第6項及び同条同項を準用する法第49条に規定する副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

(1)・(2) 略

(主幹教諭)

第7条の3 略

2～6 略

(主任教諭及び主任養護教諭)

第7条の5 略

2 略

(その他必要な職員)

第13条 法第37条第2項(法第49条において準用する場合を含む。)に規定するその他必要な職員は、施行規則に定めるもののほか、次に掲げる職務に従事する職員とする。

(1)～(4)略

2 略

(学校支援地域理事)

第13条の4 略

2・3 略

4 理事は、次に掲げる者のうちから、1校につき5人以上7人以下の範囲内において、校長の推薦により、委員会が任命する。

(1)～(3)略

5～7 略

第4節 児童及び生徒の取扱い

(児童及び生徒の懲戒)

第24条 略

2 略

(原学年留め置き)

第25条 学校において、児童又は生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、校長は、その児童又は生徒を原学年に留め置くことができる。

(卒業証書)

第26条 施行規則第58条(施行規則第79条において準用する場合を含む。)に規定する卒業証書の様式は、別に定める。

(禁止事項等)

第29条 何人も、学校施設において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 正当な理由なく学校施設内に立ち入ること。

(2) 正当な理由なく学校施設内に長時間留まり、又は居座ること。

(3) 校務の妨害となる行為をすること。

(その他必要な職員)

第13条 法第37条第2項及び同条同項を準用する法第49条に規定するその他必要な職員は、施行規則に定めるもののほか、次に掲げる職務に従事する職員とする。

(1)～(4)略

2 略

(学校支援地域理事)

第13条の4 略

2・3 略

4 理事は、次に掲げる者のうちから、1校につき5人以上10人以下の範囲内において、校長の推薦により、委員会が任命する。

(1)～(3)略

5～7 略

第4節 児童、生徒の取扱い

(児童、生徒の懲戒)

第24条 略

2 略

(原学年留め置き)

第25条 学校において、児童又は生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、校長は、その児童、生徒を原学年に留め置くことができる。

(卒業証書)

第26条 施行規則第58条及び同条を準用する施行規則第79条に規定する卒業証書の様式は、別に定める。

(4) 職員に面会、署名等を強要し、又は押売りをすること。

(5) 威圧的又は乱暴な言動により職員に嫌悪感を与えること。

(6) 寄付金を募集し、又は物品の販売、保険の勧誘、広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(7) 印刷物その他の文書を配布し、又は散布すること。

(8) 不特定多数の者に署名を求めること。

(9) 写真、ビデオ、映画等の撮影行為をすること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、学校の秩序を乱し、教育活動の円滑な遂行を妨げること。

2 前項の規定にかかわらず、同項第6号から第9号までに掲げる行為について、校長が次に掲げる要件を満たすものとして許可したときは、当該許可に係る行為をすることができる。

(1) 特別の事情があり、かつ、教育活動の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。

(2) 多数の人、車両等の集中により、学校、周辺道路等に著しい混雑が発生するおそれがないこと。

(委任)

第30条 略

(委任)

第29条 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第38号

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方の決定について

上記の議案を提出する。

2020年3月2日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、将来の変化を予測することが困難な時代においても、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正にも対応することができる、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について(答申)」に基づいて別添のとおり決定するものです。

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

2020年3月2日

町田市教育委員会 決定

町田市教育委員会（以下「教育委員会」）は、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を契機として、町田市の教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本的視点に据えて、2019年8月27日に町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」）を設置しました。

教育委員会は、設置した審議会に対して、町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために必要となる学級数の基本的な考え方や、その学級数を実現するうえでの通学時間及び通学距離や学校の位置のあり方などの学校配置の基本的な考え方である「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」について諮問しました。

審議会では、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、現在だけではなく、10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から調査審議が行われました。

また、学校統廃合の議論についても、学校統廃合を目的とするのではなく、町田市立学校を取り巻く環境変化を踏まえて、町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って調査審議が行われました。

諮問事項の調査審議は、2020年1月14日まで6回にわたって行われ、2020年1月24日に「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について」（以下「答申」）として教育委員会へ答申されました。

教育委員会は、将来の変化を予測することが困難な時代においても、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正にも対応することができる、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために、標記の件について答申に基づいて別紙のとおり決定します。

1 基本的な考え方の視点

教育委員会では、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、以下の視点に立って適正規模・適正配置を推進するものとします。

「町田の未来の子どもたち」の視点

適正規模・適正配置は、現在だけではなく、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化が進行する10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるために推進するものとします。

また、学校統廃合の議論についても学校統廃合を目的とするのではなく、町田市立学校を取り巻く環境変化を踏まえて、町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って適正規模・適正配置を推進するものとします。

2 適正規模の基本的な考え方

町田市立学校における適正規模の定義を「1学年あたりの望ましい学級数」とし、適正規模の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 小学校

1学年あたり3学級から4学級（1校あたり18学級から24学級）

(2) 中学校

1学年あたり4学級から6学級（1校あたり12学級から18学級）

ただし、学校統廃合を含めた通学区域の見直しによって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数の上限以上の学校が生じることが見込まれる場合には、答申を踏まえて大規模校のデメリットへの対策を適切に講じるものとします。

また、児童・生徒数及び学級数の将来推計を行った際に、特定の地域において開発などの影響によって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数を上回る学校が生じることが見込まれる場合には、より良い教育環境をつくることができるよう、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる「ゆとりある学校施設環境」の整備を検討するものとします。

3 適正配置の基本的な考え方

学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備することが必要です。

このことを踏まえて、適正配置の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 通学時間及び通学距離について

- | |
|---|
| ①通学時間の許容範囲…おおむね30分程度を目安
②通学距離の許容範囲…徒歩でおおむね2km程度を目安
※①及び②いずれも町田市立小・中学校共通 |
|---|

ただし、住所に基づく就学指定校に対して、徒歩での通学距離が2kmを超えて通学する児童・生徒については、通学時間がおおむね30分程度を目安として通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討及び実施するものとします。

(2) 安全な通学環境について

学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現を目指すものとします。

また、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては地域も参画するなど、地域の実情も踏まえながらその連携体制をさらに強化するものとします。

(3) 地域社会との関係について

町田市立学校は、町内会・自治会をはじめとした様々な地域コミュニティに支えられながら運営していることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、原則として町区域に基づいて通学区域を区分しながら、地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも可能な限り配慮するものとします。

(4) 小・中学校区の整合について

義務教育期間である小・中学校9年間における子どもたちのより良い人間関係づくりや教育活動の連続性または一貫性を確保するために、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように小・中学校区の整合を可能な限り図るものとします。

(5) 通学区域内における学校の位置について

町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から、学校統廃合を行う場合に学校の位置を決定するにあたっては、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」などを踏まえて決定するものとします。

議案第39号

町田市立社会教育指導員規則を廃止する規則について

上記の議案を提出する。

2020年3月2日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、社会教育の振興を図るという所期の目的を達成したため、廃止するものです。

別紙のとおり、町田市社会教育指導員規則を廃止いたしたい。

なお、廃止の概要は、次のとおりです。

1 廃止理由

社会教育の振興を図るという所期の目的を達成したため、廃止するものです。

2 廃止期日

令和2年4月1日

町田市社会教育指導員規則を廃止する規則

町田市社会教育指導員規則（平成元年4月町田市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○町田市社会教育指導員規則

平成元年4月7日

教育委員会規則第5号

生涯学習部生涯学習総務課

改正 平成12年3月23日教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育指導員に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会教育の振興を図るため、町田市社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、非常勤とする。

(職務)

第3条 指導員は、社会教育主事と協力し、町田市における社会教育の振興を図るために必要な事項の指導及び助言に関する事務に従事する。

(欠格条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、指導員となることができない。

(1) 成年被後見人及び被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 町田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(任命)

第5条 指導員は、次の各号の一に該当する者のうちから、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

(1) 社会教育主事講習の終了証書を有し、又は教育職員の普通免許状を有する者で、3年以上教育に関係のある職にあったもの

(2) 文部大臣の指定する社会教育に関係のある職又は事業に、3年以上あった者

(3) 前2号に掲げるもののほか、社会教育に関する学識経験を有する者
(任期)

第6条 指導員の任期は、1年とする。ただし、補欠により就任した指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 任期満了の指導員は、1年ごとに再任することができる。
(服務)

第7条 指導員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(免職)

第8条 指導員が次の各号の一に該当する場合は、その職を免ずる。

(1) 自己の都合により解任を申し出た場合

(2) 教育委員会の都合により、設置の必要がなくなった場合

(3) 指導員としてふさわしくない非行のあった場合

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月23日教委規則第9号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

町田市学校給食問題協議会の答申について

2019年1月22日に第12期町田市学校給食問題協議会へ諮問を行い、全8回の協議を経て2020年2月19日に答申を受けましたので報告いたします。

1 諮問事項

(1) 中学校給食について

現在提供している中学校給食をより良いものとし、生徒・保護者が中学校給食を利用しやすくなるための改善策について諮問を行ったものです。

(2) 小学校給食の衛生管理について

従来の食器洗浄作業では取り除くことが困難なでんぷん汚れを取り除く改善策について諮問を行ったものです。

2 協議期間

(1) 中学校給食について

第1回～第4回（2019年1月～7月）

(2) 小学校給食の衛生管理について

第5回～第7回（2019年9月～2020年1月）

3 答申の概要

以下の点について、改善策の提案がなされました。

(1) 中学校給食について

○給食を知る機会の提供

試食会の実施や写真を使用したPR等に取り組むこと。

○利用者負担の軽減

申込みや支払の利便性の向上、給食時間の配慮や配膳時の生徒の負担軽減などに取り組むこと。

○提供内容の充実

牛乳アレルギーへの配慮や、量の調整、温かい給食の提供、献立の工夫、弁当容器の変更によるイメージアップなどに取り組むこと。

(2) 小学校給食の衛生管理について

○定期的に汚れを除去する方法の実施

でんぷんを落とす効果の高い塩素系の洗剤を月に数回程度使用し、蓄積したでんぷんを定期的に取り除くこと。

○日常の汚れを除去する方法の実施

現在使用している石けんを併用しながら、でんぷんを落とす効果がある酵素系の洗剤を使用し、でんぷんが蓄積しないようにすること。

○安全な方法での洗剤使用

児童が安全に食器を使用できる洗剤を選定すること。洗浄を行う調理員の安全に配慮するとともに、洗剤を使用する場合は適正に使用すること。

中学校給食について
小学校給食の衛生管理について

—答申—

第12期

町田市学校給食問題協議会

2020年2月19日

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一 様

町田市学校給食問題協議会
会長 小口 悦子

「中学校給食について」及び「小学校給食の衛生管理について」(答申)

2019年1月22日18町教学保第578号で諮問された標記の件について、別紙のとおり答申する。

記

- 1 中学校給食について
- 2 小学校給食の衛生管理について

目 次

1 中学校給食について、2 小学校給食の衛生管理について（答申） -1~4

参考資料

- | | | |
|-----|--------------------|------|
| 資料① | 町田市の中学校給食について | -5~7 |
| 資料② | 町田市の小学校給食の食器洗浄について | -8 |

附属資料

- | | |
|---------|--------|
| 諮問書（写） | -9 |
| 協議会委員名簿 | -10 |
| 協議会開催経過 | -11~12 |

1 中学校給食について（審議期間：2019年1月～2019年7月）

現在、町田市の中学校給食は、家庭から弁当を持参するか、給食を注文するかを選択できる「弁当併用外注給食方式」にて提供されている。

給食を試食した保護者や生徒などからは、おいしいという評価がある一方、給食導入時と比較すると実際に利用している生徒が少なくなっている。

協議を進めていく中で、給食の内容が多くの方に正しく伝わっていないことや、利用にあたっての手続きや提供内容など改善した方が良い点があることがわかった。

現在提供している中学校給食が、生徒も保護者も利用しやすいものとなるよう教育委員会には積極的に改善に取り組んでいただき、生徒や保護者が安心して給食を利用できるようになることを期待し、以下のとおり改善事項について提案する。

（1）給食を知る機会の提供

教育委員会の栄養士が献立を作成し、栄養バランスのとれた給食が提供されているが、給食導入時と比較すると、現在は利用している生徒が少ない状況にある。

多くの生徒や保護者、また市民に給食がどんなものであるか知ってもらい、生徒や保護者が利用しやすい環境を作るため、以下の内容について積極的に取り組んでいただきたい。

- ① 試食会などで多くの生徒や保護者に実際に食べて知ってもらう機会を提供すること。
- ② 給食の内容について生徒や保護者のみならず、市民に向けて情報発信を継続し、広く知ってもらう取り組みを行うこと。
- ③ 写真を使用したPRパンフレットやホームページの作成などを行い、提供している給食の内容をイメージできるような情報提供を行うこと。

（2）利用者負担の軽減

給食の利用にあたり、手続きの煩雑さや作業に負担があることは敬遠される原因になりうる。

利用しやすい環境を整えるにあたり、以下の内容について、改善を図られたい。

- ① 給食の申込みや支払いに係る利便性を向上させること。
- ② 給食時間内に食べることのできない生徒もいるため、給食時間に配慮すること。また、短い給食時間の中で遠くの配膳室まで取りに行く生徒の負担軽減策を検討すること。

(3) 提供内容の充実

ランチボックス形式の給食では、食中毒等衛生上の観点から、おかずを冷やして提供している。衛生面に配慮しながら、以下のようなことに取り組み、提供内容の充実を図り、魅力的な給食を提供されたい。

- ① 牛乳アレルギーへの配慮や量の調節などの方法について検討をされたい。
- ② 汁物の提供やおかずを温める方法など、温かいものを提供できる方法について検討をすること。
- ③ 生徒に人気のメニューを多く取り入れることや食べなれていないものをおいしく食べてもらえるような献立の工夫をすること。また、明るい色合いの容器に変更し、イメージアップを図ることなど、生徒に受け入れられる給食を提供すること

2 小学校給食の衛生管理について(審議期間:2019年9月~2020年1月)

町田市の小学校給食の食器洗浄は、1980年から石けんを使用し、食器洗浄機により洗浄が行われている。また食器は、第11期学校給食問題協議会の答申を受け、割れやすい強化陶磁器食器からポリエチレンナフタレート食器(PEN樹脂食器)の導入が進められている。

食器の衛生管理については、学校薬剤師により1学期に1度でんぷんや脂肪性の残留物に関して衛生検査が行われているが、薬剤師から複数の学校ででんぷんが洗浄しきれず残っていると指摘されている。

また、市が導入を進めているPEN樹脂食器は割れにくく、扱いやすいという特徴があるが、でんぷんが残りやすい性質があり、市ではその除去が課題となっていることがわかった。

でんぷんは90℃以上の高温で煮沸することで効果的に落とすことができるという話であったが、現場の調理員が労働安全上危険を伴う作業であり、委員からは頻繁に行うことは難しいだろうと意見が出た。食器用洗剤を使用した場合、塩素系の洗剤では、ほぼ100%でんぷんを落とすことができることや、酵素系の洗剤のうちでんぷん汚れを落とす効果が高いものがあることがわかった。

でんぷんが食器に残っていることですぐに健康被害につながるようなものではないが、長期的に蓄積されていくことで、カビなどの原因になる可能性がある。

児童が衛生的な状態の食器を使用することができ、洗浄作業にあたる調理員に過剰な負担がかかることなく、かつ安全にでんぷんを除去できる方法について、以下のとおり改善策を提案する。

各提案事項においては、安全に留意し、衛生的な状況で食器を使用することができるよう洗浄作業を実施されたい。

(1) 定期的に汚れを除去する方法の実施

現在の洗浄方法では、落としきれずに蓄積したでんぷんの汚れを除去することができない状況となっている。

そこで、でんぷん除去効果が極めて高い塩素系の洗剤を月に数回程度使用し、日々の蓄積したでんぷん汚れを除去する方法を実施すること。

(2) 日常の汚れを除去する方法の実施

でんぷんを蓄積させないためには、日常の洗浄作業で、できる限りでんぷんを残さない洗浄をする必要がある。

現在の石けんによる洗浄では、でんぷんが多く含まれた献立などの場合、でんぷん汚れを落とし切ることが難しい。

現在使用している石けんを併用しながら、週に数回程度、でんぷんを落とす効果がある酵素が使用された中性の洗剤などを使用することで、日常のでんぷんによる汚れが蓄積されないような洗浄方法を実施すること。

(3) 安全な方法での洗剤の使用

塩素系、酵素系の洗剤はでんぷんを落とす一定の効果があるが、洗剤の選定の際には、児童が安全に食器を使用できるような洗剤であること、作業する調理員の安全面に配慮し、適正に使用できる洗剤を選定することが必要である。

また、洗剤を使用する際には、使用方法を守ることや、手袋の使用など、安全に使用できる方法を作業する調理員に周知すること。

町田市の中学校給食

◆給食導入の経過◆

中学校給食の導入について、第1期から第3期、第5期の町田市学校給食問題協議会において、何度か審議が行われたが、様々な課題があり、実現にいたらなかった。しかし、中学校の生徒にも給食を実施してほしいという保護者からの強い要望もあり、中学校給食の実現に向けて、2004年の第9期町田市学校給食問題協議会にて、家庭から弁当を持参するか、給食を注文するか選択することができる【弁当併用外注給食方式】で実施するようご意見をいただき、2005年から5年をかけ全校に導入した。

◆給食の実施方式◆

町田市では、家庭から弁当を持参するか、給食を注文するか選択することができる【弁当併用外注給食方式】にて中学校給食を実施している。

献立は、学校給食法に基づき、教育委員会の栄養士が立てた献立を民間の調理事業者が調理し、ランチボックスに盛付け学校へ配送している。(写真参照)

◆給食の献立◆

献立は、文部科学省の定める「学校給食摂取基準」に沿って作成している。

- ・主食と副食（おかず）4品程度に、原則牛乳（200cc）がつく。
- ・食物アレルギーについては、対応していない。
(民間調理業者の施設で調理しており、特定の食材を除去することが難しいため)



◆配膳について

- ・主食、副菜、牛乳はコンテナ（ケース）に入った状態で各中学校の配膳室に届けられる。
- ・各中学校には民間調理業者が雇用した配膳員が勤務し、配送された給食の受け取り、数の確認等を行う。
- ・給食時間に生徒が配膳室まで給食を取りに来て、教室まで持ち帰り、喫食後、配膳室に返却する。
- ・19校のうち、3校（鶴川中、忠生中、堺中）については、エレベーターを利用し、各階に配膳している。その他の中学校については、1階にある配膳室に生徒が給食を取りに行く。

◆食材について◆

「町田市中学校給食食材購入基準」を定め、基準に沿って、民間調理業者が食材の購入を行っている。

◆調理事業者◆

大量調理の実績があり、衛生的な調理施設を有する事業者2社に調理業務を委託している。
教育委員会の栄養士が随時調理業者の施設へ出向き、調理状況等の確認を行っている。

・株式会社山路フードシステム（大和市）

町田第一中学校、町田第二中学校、町田第三中学校、南大谷中学校、南中学校、
つくし野中学校、成瀬台中学校、南成瀬中学校、薬師中学校、金井中学校

・エンゼルフーズ株式会社（相模原市）

鶴川中学校、鶴川第二中学校、真光寺中学校、忠生中学校、山崎中学校、
木曾中学校、小山田中学校、小山中学校、堺中学校



◆給食費◆

- ・食材料費 1食あたり 310円（保護者負担分）
- ・調理配送委託料 1食あたり 307.8円（市負担分）

◆利用方法◆

中学校給食を利用するためには、事前に利用登録をし、給食費を前払いの上、町田市中学校給食予約サイトから注文を行う。

1日単位から注文することができ、7日前（土・日・祝日を除く）まで注文の変更・取消が可能。

毎日給食を食べる方向けに、給食を自動で予約することができるサービス（在校時一括予約）がある。

注文までの流れ

- ① 中学校給食利用登録申請書を学校に提出。
- ② ID、パスワード、払込票等が発行される。
(1～2週間程度で学校を通して配付)
- ③ 給食費をコンビニエンスストアで入金する。
- ④ 中学校給食予約サイトから注文を行う。



◆啓発等の取り組み

- ・毎月19日は『食育の日』である。中学校給食では、『食育の日！お楽しみ献立』として、世界の郷土料理などを提供している。
- ・毎月『給食だより』と『献立表』を発行し、学校での配付やまちだ子育てサイトへの掲載を行っている。
『給食だより』には、中学生に必要な栄養に関する情報を掲載している。
- ・保護者や中学生を対象にした給食試食会を実施している。
保護者向け試食会では、教育委員会の栄養士が各中学校に出向き、食事や栄養に関する講話を行っている。
- ・『レシピサイト・クックパッド』に【町田市の公式キッチン】を開設している。
町田市の学校給食等のレシピを閲覧することができる。

保護者試食会の様子



【試食会 実施学校数】

2018年度(実施予定含む)

- ・保護者向け 13校
- ・生徒向け 1校
- ・小学6年生向け 36校

クックパッド 町田市公式ページ



◆喫食率

町田市全体の中学校給食の喫食率（給食を食べている方の割合）は、2018年度は10.4%だった。

年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
喫食率	17.8%	16.5%	14.8%	13.2%	10.4%

※情報は2019年1月時点の内容。

1 町田市の小学校給食の食器洗浄作業について

町田市の小学校給食の食器洗浄方法は、主に以下のような方法で行っている。

主な洗浄方法

- ① 水槽(浸透槽)にお湯を入れ、石けん(粉状)を溶かす。
※町田市は 1980 年(昭和 55 年)9 月に「町田市合成洗剤の対策に関する方針」を定め、「市の施設において、合成洗剤の使用をとりやめ、石けんへの切り替えを図る」としている。これを受け、小学校給食施設では、洗剤から石けんへ切り替えを行った。
- ② ①の水槽に食器を入れ、20～30分つける。
食器を水槽の中でゆすり、汚れを落とす。
- ③ ②の食器を取り出し、食器洗浄機で流し、洗浄する。
- ④ ③で流し終わった食器に汚れが残っていないか目視で確認しながら、熱風消毒保管庫(食器保管庫)に入れる。

2 洗浄作業における課題

1の作業工程で食器の洗浄作業を行っているが、以下のような問題が起きており、課題であると考えている。

・汚れ落ちが悪い

食器に汚れが残っていないか、学期ごとに学校薬剤師が衛生検査を行っている。汚れがきれいに落ちていないという指摘を受けている学校が複数出ている状況である。

・石けんかすが残りやすい

石けんかすはお湯で溶けるが、温度が下がると固まってしまう。

石けんかすが食器や食缶についてしまうことがある。

石けんかすと油汚れが混ざること、下水管内に塊が生じ、管が詰まってしまうことがある。

(写)

18町教学保第578号
2019年1月22日

町田市学校給食問題協議会
会長 小口 悦子 様

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

学校給食に関する諮問

このことについて、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例第2条に基づき諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 中学校給食について
- (2) 小学校給食の衛生管理について

2 諮問理由

(1) 中学校給食について

町田市の中学校給食は、家庭から弁当を持参するか、給食を注文するかを選択できる「弁当併用外注給食方式」にて2005年から提供を行っている。

2017年7月に生徒、保護者、教職員を対象として中学校給食に関するアンケートを実施したところ、申し込み等に関する利便性の向上や、味付け、献立内容、温度に関する意見があり、課題であると考えている。

現在提供している中学校給食をより良いものとし、生徒・保護者が中学校給食を利用しやすい環境についてご議論いただき、改善策についてご提案いただきたい。

(2) 小学校給食の衛生管理について

現在、小学校の給食における食器の洗浄剤は、1980年から石けんを使用している。これは、当時流通していた洗浄剤に関する安全性等の問題から、環境にも優しい石けんを使用するようにしてきたことによるものである。

しかし、食器の汚れが落ち切らず、薬剤師から衛生管理上の指摘を受けている学校が複数あり、改善を求められている。

従来の洗浄作業では取り除くことが困難な汚れがあるため、改善策についてご議論いただきたい。

第12期町田市学校給食問題協議会委員名簿

選出区分	氏名	任期等
学識経験者（会長）	おぐち えつこ 小口 悦子	2019年1月22日～ 2021年1月21日
学校長（副会長）	なかむら ゆういち 中村 雄一	2019年1月22日～ 2021年1月21日
学校長	やなぎだ たくし 柳田 拓史	2019年5月20日～ 2021年1月21日
教職員	なかたに さとこ 中谷 聡子	2019年5月20日～ 2021年1月21日
教職員	えがた や ゆうじ 恵方谷 雄二	2019年5月20日～ 2021年1月21日
栄養士・調理員代表	たなか よしみ 田中 芳美	2019年1月22日～ 2021年1月21日
栄養士・調理員代表	すぎはた まきこ 杉畠 万紀子	2019年1月22日～ 2021年1月21日
栄養士・調理員代表	なかがわ さとる 中川 悟	2019年1月22日～ 2021年1月21日
栄養士・調理員代表	きしだ はるみ 岸田 暖美	2019年1月22日～ 2021年1月21日
父母代表	なかがわ みか 中川 美嘉	2019年1月22日～ 2021年1月21日
父母代表	ひがし まり 東 麻理	2019年1月22日～ 2021年1月21日
父母代表	なつうめ ことえ 夏梅 琴絵	2019年1月22日～ 2021年1月21日
父母代表	おおいし まさこ 大石 正子	2019年6月4日～ 2021年1月21日
消費者団体の推薦する者	ながお みき 長尾 望生	2019年1月22日～ 2021年1月21日
学識経験者	たかだ きみひこ 高田 公彦	2019年1月22日～ 2021年1月21日
学校長（副会長）	あまり こういち 天利 公一	2019年1月22日～ 2019年3月31日
教職員	たまがわ きょうこ 玉川 享子	2019年1月22日～ 2019年3月31日
教職員	ひらの しげる 平野 茂	2019年1月22日～ 2019年3月31日
父母代表	やまざき さとこ 山崎 聡子	2019年1月22日～ 2019年6月3日

協議会開催経過

2019年

1月22日 第1回協議会

「中学校給食について」「小学校給食の衛生管理について」諮問を受けた。
中学校給食の現状と課題を確認した。
小学校給食で使用している食器とその洗浄方法を確認した。

3月26日 第2回協議会

中学校給食運用改善に関する請願の内容である、給食制度の見直し検討と試行運用、入学説明会における給食説明の見直し、給食費補助の支給方法の見直し、温かい給食の提供について、協議を行った。
この請願に関連して、教育委員会で内容の改善、検討をしている取り組み予定項目について協議を行った。

5月20日 第3回協議会

中学校給食のイメージ改善・PR、生徒・保護者における利用環境の改善、提供内容の改善について協議を行った。

7月8日 第4回協議会

中学校給食無料試食会の実施について確認した。
中学校給食に関する意見の素案について協議を行った。

9月30日 第5回協議会

小学校給食で使用している食器とその性質や性能、食器洗浄の方法と課題、薬剤師による給食室検査の結果、食器の残留デンプンに対する対処方法について確認した。
小学校給食の食器洗浄の改善策について、協議を行った。

11月11日 第6回協議会

「中学校給食について」の答申案について確認した。
小学校給食の食器洗浄の改善策について、協議を行った。

2020年

1月20日 第7回協議会

中学校給食無料試食会の報告と、中学校給食のPR方法について確認した。

小学校給食の食器洗浄の改善策について、協議を行った。

2月17日 第8回協議会

答申案について検討し、答申書の確認を行った。

中学校給食無料試食会の実施結果について

弁当併用外注給食方式にて給食を実施している町田市立中学校19校において、2019年9月から2020年1月まで実施した中学校給食無料試食会の実施結果について、報告いたします。

1 無料試食会の参加状況 (資料1・2)

【生徒】

- 参加率 (資料1) 78.4%
- 不参加理由 食物アレルギー、好き嫌が多い、給食注文予定がない等

【保護者】

- 参加者数 (資料2) 489人

2 アンケート結果 (資料3・4)

【試食した後の意見】

- 問4 給食の味付け (濃い・薄い)
 - ・生徒、保護者ともに6割以上が「ちょうどよい」と回答。
- 問5 給食の量
 - ・「多い」と感じている割合は、生徒が4割、保護者が1割と回答。
 - ・「少ない」と感じている割合は、生徒が1割、保護者が3割と回答。
- 問6-1 今後給食を注文したいか
 - ・生徒の2割、保護者の4割が「注文したい」「たまには注文したい」と回答。
 - ・生徒の6割、保護者の1割が「注文したくない」「どちらかといえば注文したくない」と回答。

<問6-2 注文したくない理由>

生徒

- 1位 家のお弁当が良いから
- 2位 おいしくないから
- 3位 冷たいから

保護者

- 1位 量が合わないから、給食を取りに行くのが大変だから
- 2位 食べる時間が足りないから
- 3位 給食を頼んでいる人が少ないから

【問7「もっと給食を利用しやすくするために必要なことは何か」について回答】

生徒

- 1位 温かいもの（汁物等）が食べられること
- 2位 献立のリクエストをとり、生徒の希望を献立に取り入れること
- 3位 量が調整できること

保護者

- 1位 給食時間が長くなること
- 2位 温かいもの（汁物等）が食べられること
- 3位 量が調整できること

3 利用登録率、喫食率の推移（資料5）

- 約8割の生徒に試食会に参加していただき、多くの中学生に現在提供している中学校給食について、知ってもらうことができました。
- 喫食率については、年度当初は9.1%でしたが、2020年1月は9.9%であり、大きく伸びておりません。
- 無料試食会に合わせて給食予約システムの利用登録を促したことにより、給食予約システムの登録率は、2019年4月に51.0%でしたが、2020年1月では、55.1%に上昇しました。

中学校給食無料試食会(生徒) 実施状況及び参加率

資料1

実施月	学校名	学年	申込割合 (学年別)	申込割合 (学校別)
9月 (5校)	南	1年	79.4%	68.7%
		2年	65.5%	
		3年	62.4%	
		特支	59.1%	
	堺	1年	83.2%	75.3%
		2年	69.9%	
		3年	70.2%	
		特支	88.0%	
	薬師	1年	90.9%	90.7%
		2年	91.7%	
		3年	91.0%	
		特支	83.0%	
	町田第二	1年	90.5%	79.5%
		2年	73.5%	
		3年	74.5%	
木曽	1年	86.4%	83.5%	
	2年	70.9%		
	3年	93.5%		
10月 (5校)	鶴川第二	1年	82.2%	81.5%
		2年	88.2%	
		3年	76.5%	
	町田第三	1年	78.4%	78.9%
		2年	76.3%	
		3年	82.9%	
		相談学級	62.5%	
	小山	1年	85.7%	79.4%
		2年	71.9%	
		3年	79.1%	
南大谷	1年	90.8%	79.5%	
	2年	78.3%		
	3年	67.0%		
	特支	86.3%		
小山田	1年	63.2%	57.6%	
	2年	60.6%		
	3年	50.4%		
11月 (5校)	山崎	1年	91.2%	83.2%
		2年	83.9%	
		3年	78.5%	
		特支	63.2%	
	南成瀬	1年	95.7%	87.5%
		2年	86.5%	
		3年	80.2%	
	真光寺	1年	88.6%	89.6%
		2年	95.6%	
		3年	85.5%	
	成瀬台	1年	72.8%	66.0%
		2年	68.2%	
		3年	57.4%	
特支		57.9%		
金井	1年	80.1%	82.0%	
	2年	83.2%		
	3年	82.6%		

実施月	学校名	学年	申込割合 (学年別)	申込割合 (学校別)
12月 (2校)	鶴川	1年	93.5%	88.7%
		2年	83.7%	
		3年	89.8%	
		特支	66.7%	
	町田第一	1年	85.9%	85.0%
		2年	85.1%	
		3年	82.8%	
特支		89.7%		
1月 (2校)	忠生	1年	78.6%	69.1%
		2年	58.4%	
		3年	67.5%	
		特支	79.5%	
	つくし野	1年	84.9%	75.7%
		2年	68.9%	
		3年	74.7%	
特支		92.6%		
参加率			78.4%	

中学校給食無料試食会(保護者)

実施状況及び参加者数

資料2

実施月	学校名	参加者数 (学校別)
9月 (5校)	南	28
	堺	20
	薬師	14
	町田第二	22
	木曽	17
10月 (5校)	鶴川第二	10
	町田第三	28
	小山	29
	南大谷	10
	小山田	27
11月 (5校)	山崎	16
	南成瀬	31
	真光寺	42
	成瀬台	50
	金井	13

実施月	学校名	参加者数 (学校別)
12月 (2校)	鶴川	38
	町田第一	36
1月 (2校)	忠生	27
	つくし野	31
参加者数		489

中学校給食無料試食会 生徒アンケート【回収率：89.4% 値：％】

資料3

問1	1年生	2年生	3年生
あなたの学年は	34.4	32.9	32.7

問2	利用している	時々利用している	利用していない	利用していたがやめた	不明／無回答
給食を利用していますか	10.7	2.5	82.2	4.1	0.5

問3	試食した	試食していない	不明／無回答
無料試食会で試食しましたか	85.8	14.1	0.1

問4	濃い	ちょうどよい	薄い	不明／無回答
給食の味付けはどうでしたか	10.3	60.4	27.6	1.8

問5	多い	ちょうどよい	少ない	不明／無回答
給食の量は どうでしたか	41.0	42.8	15.6	0.6

問6-1	注文したい	たまには注文したい	検討する(家族と相談する)	どちらかといえば注文したくない	注文したくない	不明／無回答
今後給食を注文したいと思いますか	8.4	9.3	19.7	25.5	36.6	0.5

問6-2 (問6-1で「どちらかといえば注文したくない」「注文したくない」と回答した方)	家のお弁当が良いから	給食を頼んでいる人が少ないから	おいしくないから	量が合わないから	食べる時間が足りないから	給食を取りに行くのが大変だから	冷たいから	その他	不明／無回答
注文したくない主な理由は何ですか(※複数回答可)	63.1	7.9	43.5	23.1	11.9	11.0	33.4	3.0	0.3

問7 生徒の皆さんがもっと給食を利用しやすくするために、必要なことは何ですか。	必要	どちらかといえば必要	どちらでもよい	どちらかといえば必要ない	必要ない	不明／無回答
7-① 味付けを改善すること	34.5	23.2	27.3	6.2	8.2	0.5
7-② 献立のリクエストをとり、生徒の希望を献立に取り入れること	45.3	22.8	23.3	2.8	5.2	0.6
7-③ 温かいもの(汁物等)が食べられること	53.5	18.4	19.4	3.0	5.1	0.5
7-④ 量が調整できること	45.5	20.3	23.6	3.4	6.5	0.6
7-⑤ 給食を教室の近くまで持ってきてくれること	29.5	13.3	31.2	8.5	16.8	0.7
7-⑥ 給食時間が長くなること	35.0	17.8	28.1	5.6	13.0	0.5
7-⑦ 牛乳を飲むか飲まないかを選べること	33.9	12.8	31.3	5.2	16.2	0.5
7-⑧ おたより等で給食の魅力を生徒や保護者に伝えること	11.6	9.9	45.2	10.5	22.2	0.6
7-⑨ 弁当箱のデザインを変えること	12.3	5.9	36.3	8.9	35.8	0.8
7-⑩ クラスで頼んでいる人が多いこと	16.9	13.3	39.1	5.6	22.9	2.2

	9人以下	10～19人	20～29人	30人以上	不明／無回答
7-⑪ クラスで何人頼んでいると頼みやすいですか	13.7	34.6	9.4	8.9	33.5

中学校給食無料試食会 保護者アンケート【回収率：100% 値：％】

資料4

問1	1年生	2年生	3年生
お子さんの学年は	48.7	33.1	24.1

問2	利用している	時々利用している	利用していない	利用していたがやめた	不明／無回答
給食を利用していますか	14.7	3.5	78.9	2.7	0.2

問3	濃い	ちょうどよい	薄い	不明／無回答
給食の味付けは生徒にとってどうでしたか	3.7	78.3	14.3	3.7

問4	多い	ちょうどよい	少ない	不明／無回答
給食の量は生徒にとってどうでしたか	13.3	54.2	28.6	3.9

問5-1	注文したい	たまには注文したい	検討する(家族と相談する)	どちらかといえば注文したくない	注文したくない	不明／無回答
今後給食を注文したいと思いますか	20.4	21.1	44.8	9.4	2.5	1.8

問5-2 (問5-1で「どちらかといえば注文したくない」「注文したくない」と回答した方)	家のお弁当が良いから	給食を頼んでいる人が少ないから	おいしくないから	量が合わないから	食べる時間が足りないから	給食を取りに行くのが大変だから	冷たいから	その他	不明／無回答
注文したくない主な理由は何ですか(※複数回答可)	15.5	20.7	15.5	36.2	25.9	36.2	12.1	5.2	12.1

問6 生徒の皆さんがもっと給食を利用しやすくするために、必要なことは何ですか	必要	どちらかといえば必要	どちらでもよい	どちらかといえば必要ない	必要ない	不明／無回答
6-① 味付けを改善すること	12.5	22.1	30.7	16.6	15.1	3.1
6-② 献立のリクエストをとり、生徒の希望を献立に取り入れること	35.8	36.4	18.4	4.9	2.9	1.6
6-③ 温かいもの(汁物等)が食べられること	42.9	31.5	19.6	2.7	2.0	1.2
6-④ 量が調整できること	46.0	28.0	21.3	1.0	3.1	0.6
6-⑤ 給食を教室の近くまで持ってきてくれること	46.6	20.7	21.7	4.5	4.9	1.6
6-⑥ 給食時間が長くなること	51.3	28.0	17.0	1.2	1.8	0.6
6-⑦ 牛乳を飲むか飲まないかを選べること	30.9	23.9	29.0	6.1	9.0	1.0
6-⑧ おたより等で給食の魅力を生徒や保護者に伝えること	20.2	29.9	40.5	4.7	3.3	1.4
6-⑨ 弁当箱のデザインを生徒が好みそうなものに変えること	10.4	14.7	36.0	14.3	22.5	2.0
6-⑩ クラスで頼んでいる人が多いこと	38.9	27.8	18.6	1.6	4.5	8.6

	9人以下	10～19人	20～29人	30人以上	不明／無回答
6-⑪ クラスで何人頼んでいると頼みやすいですか	3.1	40.5	9.6	8.8	38.0

問7-1	メールでお知らせがあるといい	少額で支払できると良い	ネットで新規登録ができると良い	書類を郵送してくれるといい	その他	不明/無回答
より良くするために実施すると良いと思うもの【給食予約・注文方法】	49.7	40.3	33.7	6.1	6.7	15.1

問7-2	現状のまま(コンビニ支払)で良い	クレジットカード支払ができると良い	口座引き落としができると良い	不明/無回答
より良くするために実施すると良いと思うもの【給食費支払方法】	44.0	38.9	38.0	7.8

中学校給食 学校別喫食率・給食予約システム利用登録率(2019年4月～2020年1月)

学校名		4月分	1月分
町田第一中学校	喫食率	10.6%	11.5%
	登録率	45.2%	50.4%
町田第二中学校	喫食率	13.5%	15.2%
	登録率	61.7%	64.8%
町田第三中学校	喫食率	17.5%	19.6%
	登録率	55.2%	61.1%
南大谷中学校	喫食率	9.0%	12.0%
	登録率	60.6%	64.5%
南中学校	喫食率	14.2%	15.4%
	登録率	49.6%	53.8%
つくし野中学校	喫食率	9.9%	9.8%
	登録率	61.3%	65.8%
成瀬台中学校	喫食率	9.0%	10.2%
	登録率	35.7%	41.5%
南成瀬中学校	喫食率	6.0%	6.5%
	登録率	63.5%	67.3%
鶴川中学校	喫食率	4.9%	5.4%
	登録率	43.6%	49.7%
鶴川第二中学校	喫食率	3.0%	3.7%
	登録率	40.0%	43.2%

学校名		4月分	1月分
薬師中学校	喫食率	6.3%	6.0%
	登録率	46.7%	50.1%
真光寺中学校	喫食率	5.5%	4.9%
	登録率	48.2%	50.9%
金井中学校	喫食率	3.1%	5.2%
	登録率	42.0%	47.2%
忠生中学校	喫食率	9.1%	9.0%
	登録率	43.0%	45.1%
山崎中学校	喫食率	14.2%	12.7%
	登録率	54.4%	57.9%
木曾中学校	喫食率	7.6%	8.2%
	登録率	40.5%	46.4%
小山田中学校	喫食率	4.3%	4.5%
	登録率	40.0%	42.6%
小山中学校	喫食率	10.9%	12.6%
	登録率	68.6%	71.9%
堺中学校	喫食率	13.3%	14.3%
	登録率	59.0%	63.6%
全体	喫食率	9.1%	9.9%
	登録率	51.0%	55.1%

「東京クロニクル 1964-2020 展－オリンピックと東京をめぐる創造力の半世紀－」の開催について

1 開催趣旨

2020年夏、東京は2度目のオリンピック・パラリンピックを迎えます。

1964年の第18回夏季オリンピック大会開催から56年、「東京」は文字通り大きく変貌を遂げ、その姿は創作者たちに様々なインスピレーションを与えてきました。

そしてまた、私たちひとりひとりも、それぞれに異なる「東京」の姿を心に宿しています。

本展覧会では、「東京」という都市を舞台に紡がれた小説やエッセイ、ルポルタージュをはじめとする文学作品や、グラフ雑誌、記録写真、映像、美術作品などの視覚的資料を手掛かりに、そこに表現された「東京」のイメージやテーマ、創造者たちの手によって描き留められた風俗や事象を解説します。

この半世紀の間に蓄積されてきた「東京」に共通項や普遍性を見出し、改めてこの都市が与え続ける創造性の秘密に迫ります。

※クロニクルとは、年代記・編年史を意味します。

2 開催期間：2020年4月25日（土）～6月28日（日）[55日間] 10時～17時
月曜日（5月4日は開館）、5月14日、6月11日は休館

3 開催場所：町田市民文学館ことばらんど 2階展示室

4 観覧料：無料

5 主催：町田市民文学館ことばらんど
協力：公益財団法人開高健記念会 はこだてフォトアーカイブス

6 関連事業

◆講演会

「時代を切り取るまなざし－スナップショット写真の半世紀－」

／講師：飯沢耕太郎（写真評論家）

「1964・超私的東京オリンピック－小学2年生のボクが見たもの、感じたこと」

／講師：泉麻人（コラムニスト）

◆文学散歩

「東京オリンピック1964 メモリアル・プレイス探訪」・「〈東京〉の文学風景を歩く」

講師：いずれも本展担当学芸員

◆展示解説

7 オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課協力・共催事業

◆オリンピック関連写真パネル展（文学館1階 サロンにて開催）

1964年大会当時の様子及び町田の輩出したアスリートの写真 10～15枚程度

◆トークショー

「ROAD TO TOKYO －東京2020へつづく道－」

新宅雅也（ロサンゼルス五輪・ソウル五輪マラソン日本代表）

×土佐礼子（アテネ五輪・北京五輪マラソン日本代表）

8 広報等

ポスター400枚 ちらし40,000枚 文学館ホームページ、Twitterなど

報告事項—4
(学校教育部・生涯学習部)

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる町田市教育委員会の対応について

2020年2月27日に開催された第15回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年1月30日内閣官房設置）において、本部長（内閣総理大臣）から、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、全国の小学校、中学校及び高等学校の設置者に対して、2020年3月2日から春季休業期間までの期間について、臨時休校とするよう要請がありました。

この要請を受けて、町田市においても児童・生徒への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、学校保健安全法第20条に基づき町田市立学校を別紙1のとおり、臨時休業としたので、報告いたします。

また、町田市教育委員会が所管している生涯学習施設における施設・イベントについても、別紙2のとおり休止等としたので、報告いたします。

2020年2月28日

町田市公立小・中学校 保護者の皆様

写

町田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業について

日頃より学校運営につきましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の防止対策として、国の方針が示され、町田市立小・中学校も学校保健安全法第20条に基づき、下記の通り、臨時休業とします。

保護者の皆様におかれましては、臨時休業中の育児への対応や心配などもあるかと存じます。しかし、児童生徒への感染症を予防し、新たな学年、学期を健康に迎えることを目指し、今回の対応について、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 臨時休業期間

2020年3月2日（月）から3月25日（水）まで

2 臨時休業期間中の対応について

- 各学校から学習の内容や家庭での過ごし方についてお示ししますが、臨時休業決定までの期間が短いため、各学校のホームページやメール配信などで連絡することもあります。定期的に学校ホームページを閲覧いただきますよう、お願いいたします。

3 卒業式及び修了式の対応

(1) 卒業式について

- 小学校は3月24日（火）、中学校は3月19日（木）に卒業式を実施します。登校時刻は学校からの連絡に従ってください。
- 卒業式への参列は、卒業生である児童生徒、卒業生の保護者、教職員のみとします。
- 卒業式は、学校ごとに時間を短縮した形で実施します。
- 卒業式にあたりましては、児童生徒、保護者も当日に体温を測定するなど、健康観察を十分に行ってください。
- 卒業式を欠席する場合は、学校にご連絡いただき、卒業証書及び通知表の受け取り方についてご確認ください。また、欠席しましても、臨時休業中ですので、公簿上、欠席扱いにはなりません。

(2) 修了式について

- 卒業生を除く、全ての児童生徒は、小・中学校とも、3月25日（水）に修了式を実施します。各学校から案内のある登校時刻に登校させてください。
- 修了式当日は、校長の言葉を校内放送で行い、各学級で児童生徒に通知表をお渡しします。

- 登校にあたりましては、体温を測定するなど、健康観察を十分に行ってください。欠席する場合は、学校に連絡していただき、通知表の受け取り方についてご確認ください。なお、欠席しましても、臨時休業中ですので、公簿上、欠席扱いにはなりません。

4 部活動の対応について

- 臨時休業期間中の部活動は中止とします。
- 春季休業期間中の部活動につきましては、感染症の今後の広がりや重症度、国の対応を確認しながら、後日、学校から連絡いたします。

5 進学、転出に関する対応について

- 中学3年生の高等学校受験に関する対応は、学校に問い合わせ願います。
- 転出に関する内容は、学校に連絡願います。

6 感染症予防策について

- ご家庭では、毎朝検温をしていただき、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底をお願いします。
- 学校が臨時休業である理由について、ご家庭でもお子様にお話しいただき、不要に外出することがないようにご指導をお願いします。
- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならぬ場合も同様）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、帰国者・接触者相談センターにご相談いただくとともに、学校にもご連絡をお願いします。

【帰国者・接触者相談センター】

平日（9時から17時） 電話番号 042-724-4238

土日・休日・夜間

（9時から17時〔土日、休日の日中〕、17時から翌日9時〔全日夜間〕）

電話番号 03-5320-4592

2020年3月2日

生涯学習部所管施設の休止等について

生涯学習部所管の各施設について、3月25日（水）まで以下のように対応します。

施設名	対応	備考
生涯学習センター	休館または休止	会議室貸出休止
図書館全8館		図書館業務のうち、予約本受け渡しのみ実施し、それ以外は休止。 移動図書館休止（予約本受け渡しも休止）
市民文学館ことばらんど		会議室貸出休止。展示中止。図書館業務休止。予約本受け渡しも休止。
考古資料室		
村野常右衛門生家		
学校教室開放（生涯学習センター所管） ※本町田小学校、木曾境川小学校、小山ヶ丘小学校、鶴川中学校		※スポーツ振興課所管の学校開放プール（町田第一中学校、南中学校、鶴川中学校）も休止
自由民権資料館		※3月末まで休館中 フィールドワーク等のイベント中止
その他		・3/14の高ヶ坂石器時代遺跡見学会延期